

広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則(案) 新旧対照表

別紙14

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 保存等</p> <p>  第1節 受入れ(第3条－第5条)</p> <p>  第2節 保存(第6条－第9条)</p> <p>第3章 利用</p> <p>  第1節 利用の請求(第10条－第21条)</p> <p>  第2節 利用の促進(第22条－第26条)</p> <p>  第3節 本学の利用(第27条)</p> <p>  第4節 開館日及び利用時間(第28条)</p> <p>第4章 廃棄(第29条)</p> <p>第5章 研修(第30条)</p> <p>第6章 <u>その他(第31条－第34条)</u></p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>  第6章 その他   (保存及び利用の状況の報告)</p> <p>第31条 文書館長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 文書館長は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p> <p>  <u>(紛失等への対応)</u></p> <p><u>第32条 文書館長は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 保存等</p> <p>  第1節 受入れ(第3条－第5条)</p> <p>  第2節 保存(第6条－第9条)</p> <p>第3章 利用</p> <p>  第1節 利用の請求(第10条－第21条)</p> <p>  第2節 利用の促進(第22条－第26条)</p> <p>  第3節 本学の利用(第27条)</p> <p>  第4節 開館日及び利用時間(第28条)</p> <p>第4章 廃棄(第29条)</p> <p>第5章 研修(第30条)</p> <p>第6章 <u>その他(第31条－第33条)</u></p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>  第6章 その他   (保存及び利用の状況の報告)</p> <p>第31条 文書館長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 文書館長は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p>	<p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、修正するもの</p> <p>ガイドライン改正に基づき追加するもの。</p>

<p><u>場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>文書館長は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>文書館長は、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。</u></p> <p>(規則の備付等)</p> <p><u>第33条</u> 文書館長は、この規則について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第34条</u> この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、文書館長が定める。</p>	<p>(規則の備付等)</p> <p><u>第32条</u> 文書館長は、この規則について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第33条</u> この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、文書館長が定める。</p>	<p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p>
--	--	---